

第5回法テラスの在り方に関する有識者検討会 意見書

2026年7月3日

一般社団法人 生活困窮者自立支援全国ネットワーク理事 生水 裕美

1. 法的解決と福祉的支援の一体的提供の必要性

相続、離婚、多重債務、消費者被害などの法的トラブルは、単なる法律問題にとどまりません。これらは住居喪失や失業、精神的な不調、家族関係の破綻などを引き起こし、生活基盤そのものを脅かす要因となり得ます。その結果、複数の課題が重なり、生活困窮状態へと深刻化する場合も少なくありません。こうした事案に対しては、法律専門職による法的解決と、福祉や医療など生活を支えるサービスを一体的に提供することが不可欠です。法的課題を解決するだけでは生活再建につながらず、また、生活支援だけでは根本的な問題の解消に至らない場合があります。両者が連携し、早期に支援を行うことで、生活再建の可能性を高めるとともに、被害の拡大防止や深刻化の回避にもつながります。そのためには、自治体が主体となり、住民に身近な場所で相談を受け止める窓口を整備するとともに、法律専門職と福祉関係機関が日常的に連携できる体制を構築することが重要です。

2. 関係省庁等の予算活用による連携構築と既存事業の質的向上

自治体が市民の生活困窮や複合的課題に対して一体的な支援を目指すにあたり、法律専門職との日常的な連携は欠かせません。自治体の単費予算にとどまらず、厚生労働省や消費者庁などの関係省庁の予算を活用し、法律専門職との連携を制度として整えた実践例として、野洲市の取組は参考になると考えます。

同市では、市民の生活の困りごとを解決し、自立を促し、生活再建に向けた支援を行うことは、市の重要な役割と考え、生活が立ち行かなくなった市民に対して、生活の困りごとを解決するという大きな括りで捉えて支援を進めてきました。問題に個々に対応するのではなく、相互関係を把握し、一体的な解決を目指して、「おせっかい」を合言葉に、市役所に設置した総合相談窓口(第1回配布資料13 生水委員提出資料参照)を核にして、公共サービス、専門家、地域社会の総合力を効果的に発揮させる仕組みを発展させてきました。この理念と具体策については、野洲市くらし支えあい条例(平成28年10月1日施行)に盛り込まれています。

なお、これらの予算活用は、単に相談事業の「回数を増やす」といった量的な拡大にとどまりません。福祉の専門性と法律の専門性を組み合わせることで、自治体が従来から実施している既存事業(相談支援・福祉サービス等)の質の向上が期待されます。

※参照:野洲市 HP「野洲市くらし支えあい条例について」

<https://www.city.yasu.lg.jp/soshiki/shiminseikatsusoudan/kurashisasaesaijyourei/kurashisasaesaijyourei.html>

(1)生活困窮者支援におけるアセスメントとプランの質的向上

(厚生労働省予算 生活困窮者自立支援制度/自立相談支援事業)

■予算の仕組みと活用:

重層的支援体制整備事業(生活困窮者支援分野)の予算(委託料)を活用し、法律専門職が参画する支援調整会議を定期開催しています。

■既存事業の質的向上:

福祉、就労、教育等の担当者が、法律の専門家と直接情報を共有しながらアセスメントを行うことで、従来、福祉側だけでは見落とされがちだった「潜在的な司法ニーズ(多重債務、不当な契約、DV 等)」を初期段階で把握しやすくなります。結果として、自治体の自立相談支援事業等で作成される支援プランの実効性の向上が期待されます。

※報酬(謝金)の財源については、厚生労働省は支援調整会議・支援会議の構成員として「弁護士、司法書士」が参加した場合には、生活困窮者自立相談支援事業費等負担金の中から報酬(謝金)を支出できる、と周知されています。

※①令和7年度野洲市支援調整会議実績

項目	内容
事業名	重層的支援体制整備事業(生活困窮者支援分野)
予算項目	【自立相談支援事業】 野洲市支援調整会議に係る弁護士又は司法書士派遣委託料(委託料)
開催回数(実績)	月1回/年間12回
概要	野洲市支援調整会議は、野洲市くらし支えあい条例及び生活困窮者自立支援法に基づき設置した会議であり、生活困窮者等への支援を効果的かつ円滑に実施するため、専門家や関係機関が参画している。個別ケースの支援方針や支援内容の妥当性及び適正性について協議するとともに、制度や社会資源に関する情報共有、支援上の課題の検討を行い、生活再建に向けた総合的な支援の充実を図っている。
構成員	弁護士、司法書士、野洲市社会福祉協議会、滋賀労働局(ハローワーク草津)、やすワーク(ハローワーク草津)、野洲市発達支援センター、市民協働室、市民生活相談課など
支出実績	委託料一派遣委託料 231,000 円(@17,500 円×1.1×12回)

(2)経済困窮から生きることの包括的支援への質的向上(消費者庁予算)

■予算の仕組みと活用:

消費者庁の「消費者行政推進事業費(報償費等)」を活用し、いのちを守る多重債務対策事業に関する専門相談・ケース検討等を実施しています。

■既存事業の質的向上:

従来の多重債務相談は、法律相談を紹介することで終わりがちでした。しかし、本予算を活用して

弁護士・司法書士、市職員、社会福祉協議会等が協働でケース検討を行うことで、借金の背景にある精神疾患や依存症、孤独・孤立を多角的に分析できるようになります。自殺対策の視点を組み込んだ「生きることの包括的な相談事業」へと質的に転換され、根本的な課題への支援(生活再建)につながると考えます。

※②令和7年度いのちを守る多重債務相談実績

項目	内容
事業名	消費者行政推進事業費
予算項目	いのちを守る多重債務対策事業に関する専門相談謝礼(報償費)
相談件数(実績)	年間3回
概要	野洲市いのちを守る多重債務対策事業に関する専門相談は、多重債務問題を自殺防止や生活再建の視点から捉え、弁護士や司法書士等の専門家を交えて事例検討を行う取組である。法的課題と生活課題の両面から支援方策を検討し、関係機関の連携強化と支援力の向上を図っている。
参加者	弁護士、司法書士、市役所担当職員、野洲市社会福祉協議会など
支出実績	報償費－弁護士謝礼 66,000 円(@20,000 円×1.1×3回)

(3)野洲市くらし支えあい条例行政指導に関する法的実効性の向上(消費者庁予算)

■予算の仕組みと活用:

消費者庁の「消費者行政推進事業費」等を活用し、野洲市くらし支えあい条例等に基づく行政指導等に関し、法律専門職から事例検討や法的助言を定期的に受ける仕組みを構築しています。

■既存事業の質的向上:

消費生活相談員や職員が抱え込みがちな困難事例・消費者被害に対し日常的に法律専門職の専門的支援を受けることで、自治体が行う行政指導等の適法性と実効性の向上が期待されます。結果として迅速な被害救済や地域における消費者被害の未然防止の強化につながることが期待されます。

※③令和7年度野洲市くらし支えあい条例行政指導に関する専門相談実績

項目	内容
事業名	消費者行政推進事業費
予算項目	野洲市くらし支えあい条例行政指導に関する専門相談謝礼(報償費)
相談件数(実績)	年間6回
概要	くらし支えあい条例行政指導に関する専門相談は、くらし支えあい条例に基づく事業者への行政指導等について、弁護士等の専門家から助言を受ける取組である。個別事案の法的課題や対応方針を検討し、行政指導の適正な運用と消費者被害の未然防止及び拡大防止を図っている。
参加者	弁護士、消費生活相談員、相談者
支出実績	報償費－弁護士謝礼 132,000 円(@20,000 円×1.1×6回)

(4)出張・オンライン相談による司法アクセスの質的向上(消費者庁予算)

■予算の仕組みと活用:

消費者庁の予算を活用し、「地域に法律を届ける仕組みづくり事業」として、地域のコミュニティセンターや図書館への能動的な専門家派遣(アウトリーチ型相談会)や、柔軟な「オンライン法律相談会」を実施しています。

■既存事業の質的向上:

市役所本庁舎の窓口まで足を運ぶことが経済的・心理的・身体的に難しい高齢者や困窮者、引きこもり状態にある当事者に対し、相談環境の選択肢を広げます。これにより、自治体の法律相談事業が「来庁でできる人だけが使える事業」から、「より支援を必要とする相談者に確実に届くアウトリーチ事業」へと質的な転換が期待されます。

※④令和7年度地域に法律を届ける仕組みづくり事業(派遣型)実績

項目	内容
事業名	消費者行政推進事業費
予算項目	地域に法律を届ける仕組みづくり事業派遣委託料(委託料)
開催回数(実績)	弁護士相談／年間13回(相談人数37人)
相談人数(実績)	司法書士相談／年間13回(相談人数31人)
概要	市民が身近な地域で専門的な法律相談を受けることができるよう、市内7箇所のコミセン(各コミセン年間1回／年間7回)及び市民協働室(野洲図書館内／年間6回)に弁護士及び司法書士を派遣し、法律相談会を実施 ※1回あたり3枠の相談枠で構成/1人1枠で時間は45分(予約制)
対象者	市民
支出実績	委託料－派遣委託料 500,500 円(@35,000 円×1.1×13回)弁護士 委託料－派遣委託料 500,500 円(@35,000 円×1.1×13回)司法書士

※⑤令和7年度地域に法律を届ける仕組みづくり事業(オンライン型)実績

項目	内容
事業名	消費者行政推進事業費
予算項目	地域に法律を届ける仕組みづくり事業派遣委託料(オンライン実施分)(委託料)
相談回数(実績)	弁護士相談／年間4回、司法書士相談／年間7回
概要	地域における法律等の専門相談を、より身近に、より柔軟にするため、オンラインによる法律相談会を実施 ※1回あたり1枠/1人1枠で時間は60分
対象者	市民
支出実績	委託料－派遣委託料 44,000 円(@10,000 円×1.1×4回)弁護士 委託料－派遣委託料 77,000 円(@10,000 円×1.1×7回)司法書士

(5)消費者安全確保地域協議会における見守りの質的向上(消費者庁予算)

■予算の仕組みと活用:

消費者庁の「消費者行政推進事業費(地方消費者行政強化交付金等)」を活用し、協議会の全体会議や運営にかかる費用(委員報酬・報償費等)を担保します。野洲市では、本予算から弁護士等の専門職委員への報酬を支出する仕組みを構築しています。このように多職種が公式な委員として集う基盤を財政的に支えることで、安定的かつ持続可能な見守り体制が確保されます。

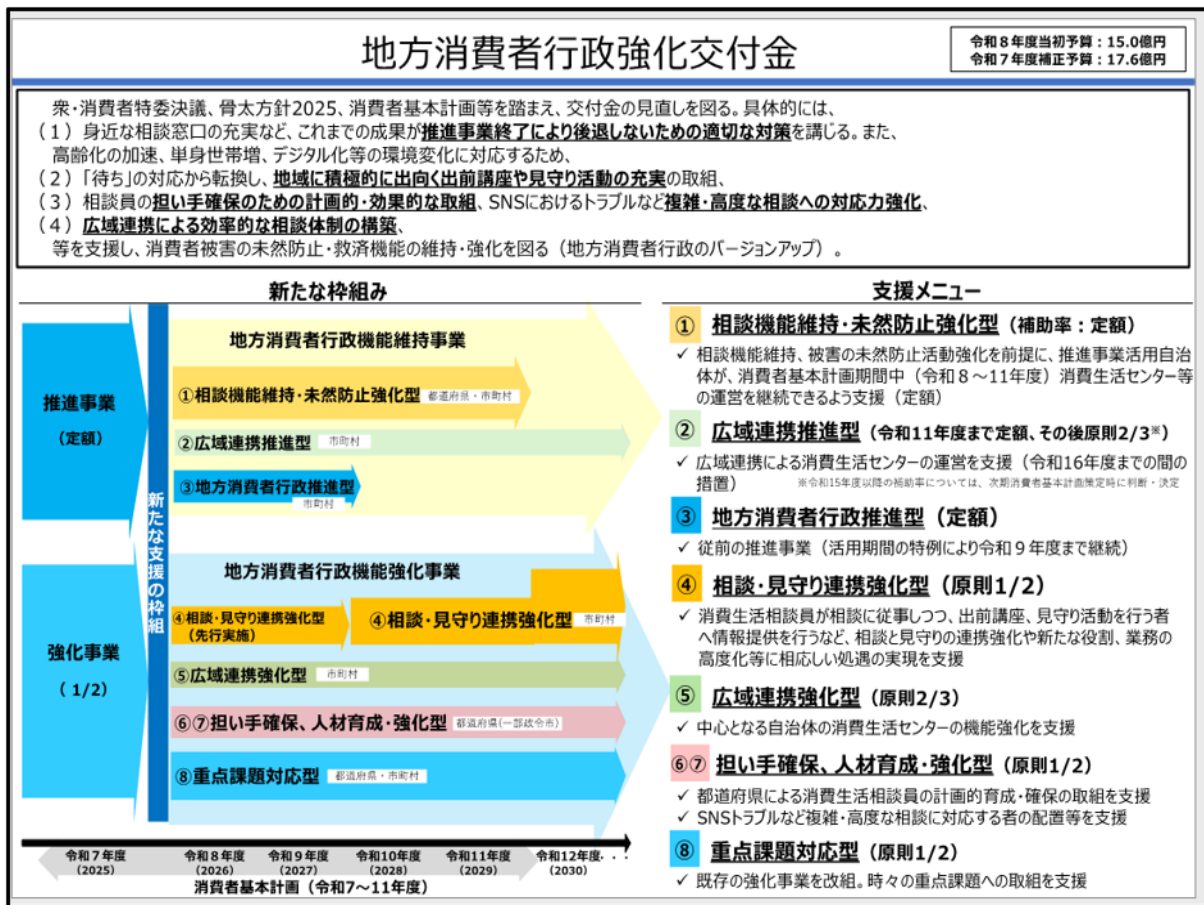
■既存事業の質的向上:

従来の消費生活相談や見守り活動は、被害が発覚してから相談に対応したりする「事後対応型」になりがちでした。しかし、本予算を活用して法律専門職が協議会に参画することで、民生委員や福祉関係者が日頃の見守りの中で「何かおかしい」と感じた初期の兆候に対し、弁護士の法的助言をうけることが可能となり、消費者被害に遭いやすい市民を地域全体で支えるネットワークの実効性向上につながることが期待されます。

※⑥令和7年度野洲市消費者安全確保地域協議会実績

項目	内容
事業名	消費者行政推進事業費
予算項目	野洲市消費者安全確保地域協議会委員報酬
回数(実績)	年間2回
概要	野洲市消費者安全確保地域協議会は、消費者安全法に基づき設置した組織であり、高齢者、障がい者その他の配慮を要する消費者を地域で見守る体制を構築している。消費者庁から提供される情報や関係機関が把握する情報等を活用して見守りリストを作成し、支援対象者の把握と見守り及び支援につなげている。年2回の全体会議を開催し、情報共有や事例検討、研修等を通じて関係機関の連携強化を図り、消費者被害の未然防止・拡大防止に取り組んでいる。
構成員	野洲市社会福祉協議会、守山警察署、民生委員児童委員、介護サービス事業者、障がい福祉サービス事業者、医療機関、弁護士等
支出実績	報酬－委員等報酬 60,000 円 (内訳)弁護士×12,000 円×2回出席＝24,000 円 医師×12,000 円×2回出席＝24,000 円 民生委員児童委員×3,000 円×1回出席＝3,000 円 介護サービス事業者×3,000 円×2回出席＝6,000 円 障がい福祉サービス事業者×3,000 円×1回出席＝3,000 円

※⑦参考:消費者 HP より引用



⑧重点課題対応型		補助率: 原則1/2
○安全・安心な消費生活の実現のために国が特に必要と考え推進する施策を地域において実施する取組や、特に緊急的・集中的な対応が求められる課題への取組を支援することにより、消費者政策全体の機能強化を図る。 ○現行の強化事業のメニューを再編し、自治体により使いやすいメニュー構成へ変更。		
強化事業メニュー	⑧重点課題対応型 支援メニュー	
1. 重要消費者政策に対応する地方消費者行政の充実・強化 (1)消費生活相談体制の充実・強化 ① 消費生活相談のデジタル対応を行うための体制整備 (定額) ② 相談員の業務のテレワーク化に向けた体制整備 ③ 相談機能の強化 ④ 対応困難者への対応力強化 ⑤ 広域連携の立上げ・運営・拡充 (2)配慮を要する消費者（高齢者、障害者、外国人等）への対応力強化 ① 配慮を要する消費者（高齢者、障害者、外国人等）への対応力強化 ② 消費者安全確保地域協議会（見守りネットワーク）の構築・運営（機能強化） (3)消費者教育・啓発への取組 ① 消費者教育の推進 ② 風評被害の払拭のための取組 ③ 食品表示制度の普及・啓発 ④ 適格消費者団体及び特定適格消費者団体設立に向けた支援 (4)SDGsへの取組 ① エシカル消費の普及・促進 ② 消費者志向経営 ③ 食品ロス削減の取組 (5)法執行体制強化、事業者コンプライアンス確保 ① 法執行体制の強化 ② 公益通報者保護制度の推進	1. 消費生活相談体制の充実・強化 ① 消費生活相談のデジタル対応を行うための体制整備 ② 配慮を要する消費者（高齢者、障害者、外国人等）に対する相談対応力の強化 ③ 専門的知識を要する相談への対応力強化 ④ 国が指定するテーマの研修への参加 ⑤ 国が指定するテーマでの研修開催 2. 消費者の安全・安心の確保 ① 消費者被害の周知・啓発、見守り活動の活性化 ② 法執行体制の強化 ③ 公益通報者保護制度の普及・啓発 ④ 消費者団体訴訟制度の活用 ⑤ 消費者安全法第47条第2項の規定に基づく法定受託事務 3. 消費者教育等の推進 ① 消費者教育の推進 ② 風評被害の払拭のための取組 ③ 食品表示制度の普及・啓発 ④ エシカル消費の普及・促進 ⑤ 消費者志向経営の普及・促進 ⑥ 食品ロス削減の普及・促進 4. 特に緊急的・集中的な対応が求められる取組 (定額) ① 新PIO-NETシステムへの円滑な移行 ② 災害等に集った消費者被害の周知・啓発、相談機能の回復	
2. 国の重要政策に係る消費生活相談員等レベルアップ事業 (1) 国が指定するテーマの研修への参加 (2) 国が指定するテーマでの研修開催		
3. 霊感商法を含めた悪質商法対策事業 (定額)		

対象: 都道府県、市町村
 対象経費: 啓発経費、研修参加・開催経費等

3. 守秘義務規定のある各省庁の「会議体」への法テラス参画について

法テラスと自治体の連携を最も実効的に担保し、既存の福祉・法的支援の質を高めるための最大の鍵が、「守秘義務規定のある会議体」への法テラスの組織的参画です。現在、他省庁・多制度の枠組みにおいて、以下(※⑧参考:守秘義務規定のある会議体の例)の守秘義務を有する会議体が規定されています。これらの会議体に法テラスが構成員として参画することは、自治体との連携を深める上で重要であると考えます。

(1) 法律上の守秘義務に守られた情報共有や支援策の検討

生活困窮、DVや児童虐待、社会的孤立や引きこもり、あるいは精神疾患を抱える当事者は、判断能力の低下や支援拒否などにより、自身の状況を客観的に判断できず、自ら法的支援を求めたり、機関同士の情報共有に同意を示したりすることが困難なことが多々あります。例えば生活困窮者自立支援法の「支援会議」は、構成員に対して法律上の守秘義務(漏洩時は1年以下の拘禁刑又は100万円以下の罰金)が課されています。この守秘義務規定を根拠に、国のガイドラインが定める一定の要件を満たせば、「あらかじめ本人の同意を得ずに、関係機関間で例外的に個人情報と共有し、具体的な方針を検討すること」が適法に行えます。ここに法律専門職が初期段階から参画していることで、法律専門職による法的視点により、潜在的な司法ニーズの把握が進みます。

(2) 多職種によるチーム支援(司法ソーシャルワーク)による既存事業の質的向上

生活困窮やDV、社会的孤立を伴う困難事例において、法律専門職が単独で相談を受けた場合、法的解決の前提となる「生活基盤の脆弱さ」や「精神的不安定さ」といった、法律外の深刻な生活課題(家賃滞納、失業、見守り等)まで法律専門職に負担が集中し、受任をためらう要因や支援の頓挫を招くという課題がありました。守秘義務のある会議体のなかで、法律専門職と自治体各部局(福祉、保健、住宅、教育等)、地域の支援機関が一堂に会することにより、「法的支援は弁護士が担い、生活課題への対応や日常生活の見守りは自治体や地域の関係機関が担う」という役割分担と協働(チーム支援)が機能します。これにより、自治体の相談事業と法テラスの民事法律扶助制度(償還猶予・免除制度の徹底活用を含む)が相互に連携することで、既存事業の支援の質の向上が期待されます。

(3) 縦割りを超えた横断的プラットフォーム(地域司法プラットフォーム)の実現

厚生労働省は、支援会議等の開催にあたって弁護士や司法書士の参画を検討すること、および参画した場合には生活困窮者自立相談支援事業費等負担金等の中から報酬(謝金)を支出できる旨を明確に周知しています。しかし、課題は生活困窮(厚労省)や消費者被害(消費者庁)だけに留まりません。社会的孤立、高齢者・障害者の権利擁護、児童虐待など、各省庁が縦割りで展開する各会議体に法テラスが横断的に参画することで、法テラスが中核的な役割を担う『地域司法プラットフォーム』の形成が進むと考えます。法テラスの業務の在り方として総合法律支援法における業務規定や中期目標において「生活困窮者自立支援法をはじめとする各法に基づく支援機関・会議体との協働による支援」等を

明記し、この参画を組織的・持続的なものとして位置付けることが必要と考えます。

※⑧参考:守秘義務規定のある会議体の例

※社会福祉法の支援会議については、法改正により令和9年4月1日から全ての市町村で活用可能

制度・事業	生活困窮者自立支援制度	重層的支援体制整備事業	孤独・孤立対策
会議名	支援会議	支援会議	孤独・孤立対策地域協議会
法令根拠	生活困窮者自立支援法 第9条第1項	社会福祉法 第106条の6	孤独・孤立対策推進法 第15条第1項
設置義務	努力義務	任意	努力義務
関係機関を含む 構成団体	関係機関、生活困窮者に対する支援に関係する団体、当該支援に関係する職務に従事する者その他の関係者により構成される会議	地域生活課題を抱える地域住民に対する支援に従事する者その他の関係者により構成される会議（支援機関等）	当事者等に対する支援に関係する機関及び団体、支援に関係する職務に従事する者その他の関係者（関係機関等）により構成
守秘義務	あり	あり	あり
資料・情報等の提供	支援会議は協力を求めることができ、関係機関等は応じる努力義務	支援会議は協力を求めることができ、関係機関等は応じる努力義務	協議会は協議会を構成する関係機関等（構成機関等）に対し協力を求めることができる（構成機関等の応答規定無し）
本人同意	法律上規定無し （同意がなくても実施可）	法律上規定無し （同意がなくても実施可）	法律上規定無し （同意がなくても実施可）

制度・事業	介護保険制度	障害福祉制度	子ども施策
会議名	地域ケア会議	（自立支援）協議会	要保護児童対策地域協議会
法令根拠	介護保険法 第115条の48	障害者総合支援法 第89条の3	児童福祉法 第25条の2
設置義務	努力義務	努力義務	努力義務
関係機関を含む 構成団体	関係機関及び関係団体（関係者等）により構成される会議	関係機関、関係団体並びに障害者等及びその家族並びに障害者等の福祉、医療、教育又は雇用に関連する職務に従事する者その他の関係者（関係機関等）により構成	関係機関、関係団体及び児童の福祉に関連する職務に従事する者その他の関係者で構成
守秘義務	あり	あり	あり
資料・情報等の提供	会議は協力を求めることができ、関係者等は応じる努力義務	協議会は協力を求めることができ、関係機関等は応じる努力義務	協議会は協力を求めることができ、関係機関等は応じる努力義務
本人同意	法律上規定無し （同意がなくても実施可）	法律上規定無し （同意がなくても実施可）	法律上規定無し （同意がなくても実施可）

4. まとめ

法テラスと自治体との連携は、単なる窓口間の相互紹介やリーフレット配布にとどまるものではありません。自治体には、関係省庁の多様な予算や事業を活用しながら、法律専門職の地域への参画を促進し、既存の福祉・相談支援事業の質を高める仕組みを構築することが求められます。また、法テラスには、法的な守秘義務が担保された支援会議等へ組織的に参画し、多職種による情報共有や支援方針の検討に積極的な役割を果たすことが期待されます。

今後の法テラスの在り方を考える上では、個別相談への対応に加え、他省庁や自治体が構築する地域の支援プラットフォームへ積極的に参画し、地域における連携・協働機能を強化していく視点が重要と考えます。

※注釈

本意見書における具体的な取組事例や予算活用実績は、野洲市の協力を得て、同市の事例を基に記載しています。